

総務常任委員会

平成18年6月22日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 5 号 財産の取得について
- 議案第 6 号 財産の取得について
- 議案第10号 専決処分の承認について
- 議案第11号 専決処分の承認について
- 議案第12号 専決処分の承認について

出席委員（6名）

委員長	林 俊 介	副委員長	平 野 浩
委員	高 木 武 雄	委員	日 下 昭 治
委員	伊 藤 房 代	委員	島 田 和 雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議 長	鈴 木 正 道	議 員	木 内 欽 市
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者（27名）

助 役	重 田 雅 行	総 務 課 長	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	海 上 支 所 長	木 内 孫兵衛
飯 岡 支 所 長	佐久間 俊 雄	干 潟 支 所 長	木 内 國 利
会 計 課 長	宮 本 英 一	消 防 長	佐 藤 眞 一
監 査 委 員 長	平 野 哲 也		

その他担当職員 14名

事務局職員出席者

事務局 長	来 栖 昭 一	事務局 次長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	飯 笹 浩 一

開会 午前10時 0分

○委員長（林 俊介） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、総務常任委員会ということで質疑の案件は5議案でございます。ひとつ皆様方に慎重審議よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、執行部の皆様につきましては、委員からの質疑に対しては、ひとつ懇切丁寧なご説明をお願い申し上げましてごあいさついたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

本日、木内欽市議員より傍聴の申し出がありました。これを許可いたしましたので、よろしくお願いします。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、鈴木議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いします。鈴木議長、よろしくお願いします。

○議長（鈴木正道） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

本日は、総務常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

また、執行部並びに職員の皆様方には、大変ご苦労さまでございます。

この総務常任委員会に付託されました議案は5案件でございます。しかし、総務常任委員会は、非常に間口が広く多岐にわたっての常任委員会でございますので、ひとつ十二分にご審議をいただきたい、このように思います。

なお、また5案件のほかに、もう一つ、千葉県議会議員選挙区の見直しということでいろいろ皆様方にご協議いただくわけでございますので、ひとつ最後まで慎重なご審議をいただきましてご同意いただきたい、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

大変ご苦労さまでございます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

執行部を代表して、重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

助役。

○助役（重田雅行） おはようございます。

本日は、総務常任委員会ということで、委員の皆様方には朝早くから本当にご苦労さまでございます。

本日、執行部の方から審議をお願いしてございます案件は、議案第5号及び議案第6号、これはいずれも消防関係の自動車に係る財産の取得の案件の議案でございます。それから、議案第10号、11号、12号ということで、こちらはいずれも地方税法等の改正に伴う市税条例、それから都市計画税条例、それから国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものについてご承認をお願いする案件でございます。

以上5件でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 俊介） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第5号、財産の取得について、議案第6号、財産の取得について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認についての5議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第5号及び議案第6号については関連がございますので、一括して審査をいたします。

財政課長は説明してください。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私の方からは特にございません。

消防長の方から仕様について説明がございます。

○委員長（林 俊介） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 私の方から議案第5号、そして議案第6号の内容についてご説明を申し上げます。

まず、議案第5号の関係でございますけれども、これは災害対応高規格救急自動車並びに

高度救命処置用資機材の購入でございます。これの配置場所につきましては、飯岡分署でございます。この車両の車種につきましてはトヨタ、主要諸元としましては、総排気量2700ccということで、四輪駆動となっております。

なお、高度救命処置用資機材の主な内容につきましては、輸液ポンプ、そして血中酸素飽和測定器、心電図電装装置、自動体外式除細動装置等となっております。

続きまして、議案第6号についてご説明を申し上げます。

議案第6号については、購入物品は災害対応特殊水槽付ポンプ自動車1—B型でございます。配置先は、先ほどと同じく飯岡部署となっております。車種については、日野、5トン車でございます。主要諸元としまして、総排気量6400ccとなっております。

以上が議案第5号、6号の補足説明でございます。以上でございます。

○委員長（林 俊介） 消防長の説明は終わりました。

議案第5号及び議案第6号について、一括して質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 議案第5号、第6号が一括審議ということありますので、二つ質問をさせていただきます。

まず、議案第5号の方ですけれども、この高規格の救急車を飯岡分署に配属するということによりまして、この市内4か所の消防署、分署すべてにこの高規格の救急車が配属をされたわけであります。それと、この間の一般質問での消防長の答弁の中で、救急救命士もそれぞれ4か所に配属をしたというような答弁でありました。一昔前から言えば、車は高規格、またそれに乗る救急隊員も、救命士の資格を持ち、高度な処置が可能になったということで、市民にしてみれば安心できる体制が整ったと思われれます。

そこで、この救命率の向上をはじめとしまして、これらの配備で救急の成果が上がっているのかどうか、その辺をまず第1点お伺いします。

それとこの両方の議案に関連しての質問であります。この間の入札の状況を拝見させていただきました。その中で、この消防車の方でありますけれども6社入札しておりました。1回目、2回目の入札で落札した会社がありませんでした。一番入札が低かった日本造機株式会社とこの価格で随意契約をしたというようなことですが、これはこれで安く契約できたということだと思いますが、疑問に思った点がありましたので、勉強のためにお尋ねをさせていただきます。

予算書を3月に拝見しましたけれども、その中に消防車の整備事業としまして、消防車両

整備事業ですか、その中で車両購入費としまして6,500万円の予算が載っていたわけです。これは議案第5号、第6号のこの救急車と消防車の2台分の予算だと思いますけれども、この予算書を見まして、この業者というのは大体のこの予定価格というんですか、そういうものを予想して入札をしたのではないかというふうに思ったわけです。その辺はどんなものか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、島田委員の質問について回答申し上げます。

救命率の向上とその成果が出ているかということでございますけれども、この救命率の向上自体につきましては、大きな数値の変化はございませんけれども、ただ、救命士が普通の救急隊員が実施できる範囲をさらに超えたこの3点セットといいますか、除細動あるいは点滴、輸液の関係、それから気管挿管と、この三つが実際にできるわけです。それによって、過去の私の記憶では蘇生をしたというのが何件かございます。今数字ははっきり言って私は持っていませんけれども。ただ、この3点セットを救命士が実施できるということで、その後の病院へ着いてからの医師の手当、これがスムーズに行える。また、効果的に実施できるという点では、やはり標準課程を卒業したものと救命士が実施したのでは全然違います。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） ほかに。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 私の方からは、消防ポンプ自動車の随意契約の関係についてお答えいたします。

当初予算組みの段階で一定の数字が出ておりまして、業者はそれを見てある程度の当たりをつけるんじゃないかということなんですけれども、確かにそうだろうとは思いますが。ただ、その個々の事情によりましていろいろな事情がございますものですから、必ずしもその金額どおりにいくというわけではございませんし、特にこの消防自動車というものは特殊なものでございますので、装備も特殊でございます。それから備品も特殊でございます。ですから、その備品の考え方によって、場合によっては不調になることもあるんじゃないかなと思っております。

実は、旧旭市の話なんですけれども、消防自動車が一度不調になったことがございます。

今回は不調にならずに随意契約でお互いに理解することができて契約できたということでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） どうもありがとうございました。

救急についてでありますけれども、救急につきましては、皆さんもご承知のとおり、全国屈指のこの救急の受け入れ病院であります旭中央病院がございます。送り込む側の消防署のこの救急隊につきましても、全国屈指の消防救急隊と呼ばれるように頑張っていたきたい、こういうふうに思っております。そうしますと、市民にとりましても、なお一層こうやって安心して暮らせる市ということになりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（林 俊介） 答弁いいですね。

（「はい」の声あり）

○委員長（林 俊介） ほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今入札の話がございましたけれども、2点についての予定価格をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） それでは、予定価格についてお答えいたします。

まず、議案第5号の高規格救急自動車でございますけれども、予定価格2,985万7,000円、これは消費税抜きでございます。それで、入札の際には、この価格でもって比較をいたします。消費税を含む金額ですと、3,134万9,850円でございます。

それから、議案第6号の消防ポンプ自動車の方でございますが、予定価格が消費税抜きで2,956万1,000円でございます。消費税込みでは3,103万9,050円でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第5号及び議案第6号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号について税務課長は説明してください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、議案第10号につきまして若干の補足説明を申し上げます。

先日の議案質疑での回答の中で、個人住民税の増額分は同額が所得税から減額されると申し上げましたが、個人住民税が課税される方の中には、所得税が課税されない方がございます。この方については、個人住民税の増加部分を減額することとされ、この場合も税負担が増えない仕組みになっております。

次に、既存住宅に耐震改修工事をした場合の固定資産税の減額措置ですが、これは工事を行う時期によって減額する期間が異なります。平成18年から平成21年末までに工事を行った場合は3年度分、平成22年から平成24年末までに工事を行った場合は2年度分、平成25年から平成27年末までに工事を行った場合は1年度分の固定資産税を減額することになっております。

その他条例の各条文につきましては、提出資料の新旧対照表のとおりでございまして、国が示した条例準則にのっとったものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 税務課長の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この議案は国から地方へ税源移譲ということで、県やこの市へ納める住民税が増えて、国へ納める所得税が減るということですが、これについて二つほど質問をさせていただきます。

一つは、この税源を移譲された市民税というものは、当然、今度は市の責任でこの徴収をするというふうになると思います。国税であれば相手が税務署ということで、私もそうでありましたけれども、あきらめて納めるというふうになると思います。しかし、昨日も税務課にちょっとお伺いしておりましたら、大きな声で話をしている方がおりましたけれども、顔見知りの人に強い態度で徴収するといったような、この市民税の徴収の仕方がなかなか難しいんじゃないかと思ひまして、滞納が発生されるといったようなことも考えられるわけです。対応策というものを考えておられるかどうか、まず第1点お伺いします。

2点目としましては、この市民税が多くなるということは、市に自由な税収というものが

多くなるわけでありまして、ひもつきの補助金でなくて自由に使える財源が確保されたということで、来年度以降この使い道についてはどういうふうなお考えがあるのか、その辺をお伺いします。

よろしく申し上げます。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 島田委員から市民税が増えて、それに対して徴収体制といいますか、徴収の対応というご質問でございます。

委員も窓口での対応をごらんになって難しいなという感じを受けられていることと思います。確かに市町村レベルですと、どうしても職員は顔見知りになっております。したがって、税務署のように機械的に差し押さえ、強制公売ということが実際にはなかなか難しい世界ではございます。そう言いましても、税源移譲で来るお金はあくまでも税源として来るものでございますので、これを100%取れるか90%になってしまうかによって収入が全然違ってくるわけではございます。したがって、税務課においても、この移譲された個人市民税を極力100%取れるように努力しなければならないと考えております。

その他の取るための徴収体制としては、基本はやはり自主納付を啓発する、これがあくまでも基本でございます。納税は自主納付が義務でございますので。ただ、納めない方につきましては、これは旧旭市から力を入れておりますけれども、催告をしてもそれを無視する方については財産調査、これは能力の問題がございまして、まだ債権や給与の調査、いわゆる預貯金や給与の調査ですけれども、それに重点を置かざるを得ないんですが、この財産調査を行って差し押さえができる債権、あるいは給与を持っている方については、差し押さえを予告した上で、それでもなおかつ納めていただけない場合は、差し押さえを行っております。このやり方は、今後、他の旧3町区域にも同じように適用をして、市は納めなければちゃんと調査をして、もし預貯金だとか差し押さえられるものがあればそれを差し押さえるんだという、そういう市の考え方、姿勢をきちっと納税者の方に浸透していく、これしかないと考えております。

いわゆる取り組みについては以上でございます。

○委員長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 来年度に市税が増えるんでしょうけれども、その使い道は決まっているのかというお尋ねでございました。実は、市税は当然増えるんでしょうけれども、市の

財政構造ということになりますと、市税は一般財源でございます。何にでも使えるお金でございます。一方、地方交付税というのがございまして、市税と地方交付税を合わせて、ごく大雑把に言いましてですけれども、それで一般財源ということではいろいろなところに使っているわけなんです、一般財源のレベルで言うとも増えるかどうかは分かりません。地方交付税と市税ということで一つのくくりにされてしまいますので、市税が増える分、地方交付税が減らされるんだろうというふうに思っております。

ですから、新たにその市税の増えた分だけ自由に使えるお金が増えるかということそうではなくて、地方交付税、あるいはほかの補助金、いろいろなものから市税に移るというだけでございますので、今の段階では増えた分使える見通しということにはちょっと言えないと思います。

実は、国で地方財政計画というのを毎年作るんですけれども、だいたい暮れから1月ごろにかけて作りまして、その中で全国の都道府県、市町村の予算の総枠といいますか、税とかそれから交付税関係、歳出を含めて、そういうものを含めて全体の大枠を決めるんですけれども、そういうものが示されるとだいたい検討がつくのではないかというふうに考えております。毎年その地方財政計画をもとにいたしまして、新年度の予算の枠組みを作っていくということでございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） 島田委員。

○委員（島田和雄） どうもありがとうございました。

このパンフレットですけれども、役所からいただいたんですが、これを見ますと、この税源移譲後については行政サービスですか、これがだいぶ太く書いてあるんですよ。移譲前から思うと行政サービスができますよというようなパンフレットだと思うんですが、自主的なこの財源の確保ということで、自分たちでこの金の使い道を考えて使うと、そういうふうになると思うんですが、そういうことではないのでしょうか。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（高埜英俊） 確かに地方交付税をもらっていない不交付団体であれば、そういうことが言えるかもしれません。ただ、私の方は約半分が地方交付税で、約半分が市税という団体でございますので、その中で多少動きがあったといたしましても、一般財源といたしましては、総枠はある程度固まってしまうということであれば、その中でやるしかないという

ことでございます。

一般財源の仕組みでございますけれども、何でも使えるとよくいいますけれども、実はそうでもございません。例えば福祉の関係の生活保護の仕事がございますけれども、あれは国から4分の3が負担金でまいます。あと4分の1はというと、一般財源を充てなければなりません。そういう仕事がいちろいなる分野で、もう一般財源が決まってしまうというところがかんり、かんりというか一般財源はほとんどそうなんですね。ですから、市で本当に自由に使える一般財源というのは、本当にごくわずかというふうに私の方は思っておりますので、不交付団体のような豊かな団体であればいいんでしょうけれども、私の方のような団体であれば、そんなに変わらないのかなというような、大雑把な認識ですけれども持っております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、お伺いをいたします。

この改正は、今まで所得税で払っていた分を少し市の財源に回すよというような感じだと思います。それで先ほどの説明で、前回の説明では700万円の一般家庭の説明がございましたけれども、その後、先ほどの説明で所得税を払ってない分の増税の部分は減税、取らないというような意味で言われました。それで、住民税で上がった分を所得税から減税になるということで、所得税の方が減るということでございますけれども、所得税課税対象の金額、市税に代わるだいたいのおおよその概算が分かればお伺いをいたします。一般住民はそんなに今までと税金の重さは変わらないということですか。

それともう1点、これと直接かかわるか、かかわらないか分からないんですけれども、先日、このお知らせというのが来て、「平成18年度市民税・県民税について地方税法の改正により以下の点が変更になりました」ということでございまして、所得税の15%というのは、これはどういう意味なのか、私も分からなくて市民に聞かれたときにちょっと説明に困りますもので、できたらこの辺の説明をお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この税源移譲の改正によって、所得税から市民税に税源が移譲されたその額でございますけれども、その市民税としての影響額というのは、現時点ではちよ

っとコンピュータで試算しないとできません。市民税と所得税がともに課税される方については、所得税が減って住民税が増えるということでもってプラスマイナスゼロと、所得税は課税されないけれども、住民税は課税されるというのは、だいたい国が示しました夫婦と子ども2人というモデル世帯では、給与収入ではだいたい300万円ぐらいというのが国がモデルとして示しております。

先ほど補足説明で、住民税は課税されるけれども、所得税は課税されない世帯については、増加する部分を住民税から減額するというふうに申し上げました。このようなモデル世帯で給与収入が300万円という世帯の場合、国が説明として使っておりますのは、この世帯の場合ですと、いろいろな控除をした結果、課税所得金額が18万円とはじいております。そうしますと、現行の個人住民税は市・県民税合わせまして5%でございます。ですから、現行は9,000円が個人住民税としてかかっていたわけです。それが来年、平成19年度には、これが10%の税率になりますので、本来ですと18万円の10%で1万8,000円というふうに個人住民税が上がるはずなんです。

ただ、この改正法の中では、このように上がった部分について負担が増えるだけという方については、負担の増える額、9,000円が1万8,000円になりますので、増える9,000円の部分をこれを個人住民税から減額する。したがって、結果として個人住民税は9,000円になるということで、負担は増えないんだというふうに説明をしております。

それから、お知らせを同封した部分でございますけれども、これは平成18年度の個人市・県民税から定率減税が2分の1に縮小されております。平成17年度までは所得割の15%で上限4万円が減税されていたわけですが、平成18年度につきましては、所得割の7.5%、上限2万円、2分の1に縮小されましたのでその分が、それからそのほかにも生計同一の妻に対する均等割の非課税制度が、これが全廃になったというような、それから老年者控除の廃止、公的年金控除の上乗せ部分の廃止等々のさまざまな控除の縮小が行われて、結果として皆様の個人住民税が平成18年度は上がってしまうということの説明のために同封したものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） 前段の部分は分かりました。このお知らせの分のこの定率減税の引き下げによって、これはどのくらいの家庭に影響があるのか、概算、モデルケースでもどちらでもいいですから、できたらお願いします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） これは税関係の解説雑誌、本に載っていた国が示したモデル例での減額率ですけれども、夫婦と子ども2人の世帯で給与収入が700万円の世帯については、年額で1万5,000円ほど定率減税によって税額は上がるということを示しております。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今のもっと所得の低い部分のモデル事例はありませんか。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 低い世帯ですけれども、個人住民税が課税されて所得税は課税されないという、先ほどの給与収入で300万円という世帯でございますけれども、これがモデルで一番低い収入の世帯でございますが、この世帯で1,000円上がるということになっております。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続きまして、議案第11号について、税務課長は説明をしてください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 特に補足することはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようでございますので、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 大変初歩的な質問で申し訳ありませんけれども、この都市計画区域というんですか、これは現在、市のうちの何%くらいになっているのか。これは税務課の方ではないか、どちらか、もし担当がいなければ結構でございます。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 都市計画区域でございますけれども、これは実際には旧旭市区域について都市計画区域の設定がされております。面積につきましては、ちょっと数値は持っておりません。申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） ありがとうございます。

それでは、これは今後、都市計画区域が市全体に及んでくるのか、それはみんなで協議してすることでしょうけれども、その辺が分かりましたらお願いをいたします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

助役。

○助役（重田雅行） 市の方といたしましては、今後、数年かけて都市計画区域の見直しは行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、これは土地と建物にかかってくるようで、私は本当にこの都市計画税というのは分かりませんので、初歩的なことで本当に申し訳ないんですけども、土地と建物にかかることでしょうか、固定資産税との絡みはどのような感じになるのでしょうか。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 都市計画税は、高木委員ご質問の中でおっしゃいましたとおり、土地と建物についてかかるものでございます。固定資産税は、このほかに償却資産がございます。都市計画税は、償却資産を対象としておりません。

以上です。

○委員長（林 俊介） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今の関連で、いろいろな条件があると思いますが、今言った土地と建物の償却資産を除いたその税の何%くらいが、今現状では都市計画税としてかかっているのか。土地の評価、建物の評価は、我々のところへ来るのは固定資産税という形でできますよね。それと、今度はそこへ都市計画税が入ってくる。そうすると、その固定資産税の何%くらいが都市計画税になるのか、その辺がわかりましたらお願いします。

○委員長（林 俊介） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 固定資産税は、税率でお答えするのが一番分かりやすいと思います。固定資産税は税率が1.4%でございます。都市計画税は0.2%でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続きまして、議案第12号について、税務課長は説明をしてください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） これにつきましても特に補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

平野委員。

○委員（平野 浩） 地方税法の改正によって介護納付金の課税限度額が1万円から9万円になるということで、3月の議会においては、合併の調整方針に従って8万円に統一したわけでございます。それは平成18年4月1日からということです。今回も平成18年4月1日ということで、同じ日にちということで、合併の調整方針そのものの限度額が目の目を見ないとか、全然影響がなかったわけですけれども、1万円の限度額を上げることによって影響がどのくらいあるのか。また、限度課税額者といいますか何人くらいか、その点お聞かせ願いたいと思います。

それと、あわせてこれは質問が違いかも分かりませんが、国民健康保険税の限度額課税対象者は何人くらいか、何%でも構いませんので、その点をお示し願いたいと思います。

○委員長（林 俊介） 平野委員の質疑に対しまして答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この介護納付金分課税限度額につきまして、1回、3月議会で合併調整方針に基づいて、飯岡の例によって統一するという事で8万円としたわけですが、この3月議会に議案を提出するまでには、まだ国の地方税法及び地方税法施行令で定める限度額が8万円でした。その後、地方税法の改正が3月31日に行われまして、それに伴って地方税法施行令も改正され、その施行が平成18年4月1日ということになった結果、専決処分をせざるを得なかったということでございまして、介護納付金を含めまして国保税は社会保険料としての性格を有しておりますので、課税額が過度に高くないよう

に上限となる課税限度額を施行令で定めているわけでございます。

その一方で、課税限度額を超過する分の保険税は、他の被保険者の負担となりますので、課税限度額を低く設定すると、中間所得層の負担が過重となってしまうという問題が起こるために、これまで課税限度額は被保険者全世帯における限度額超過世帯のバランスを勘案して適正な額を設定されてきたものでございます。

今回の改正においては、介護給付費の増加が見込まれる中で、適正な限度額として9万円という金額を定めたものでありまして、市としても独自に限度額を低く抑えることができる根拠を持っておりませんので、地方税法施行令の額と同額に改正したものでございます。

とりあえず今手元にある資料としては、議案に関係するものでしたので介護納付金分のその限度額超過世帯の数は把握しております。介護納付金分については、平成18年度は450世帯が該当いたします。医療分につきましては、ちょっと手元に今数値がございませんので、今持ってまいりますので、後ほどご報告したいと思います。

○委員長（林 俊介） 平野委員。

○委員（平野 浩） どうもありがとうございました。

○委員長（林 俊介） ほかに。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今の平野委員の質問の答弁の中において、課長の方から旭市は低く抑える根拠がないということは、国の制度にのっとってこれは必ずやらなければならないということではないんですよね。ただ、根拠がないということは、財源的なものということですか、その辺をちょっと。

○委員長（林 俊介） 日下委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） この課税限度額を幾らにするかという点につきましても、これは税率と同様にやはり国保会計全体から考えていかなければならないものと考えております。低く抑えれば確かに課税される限度額は低くなりますから、その分超過する世帯にとっては助かるわけですが、そうすると、全体として必要な介護納付金分のお金というものがある、そのお金は限度額を低く抑えた分は、他の被保険者の方に負担していただくということになりますので、やはり限度額を超過するということは、ある程度の所得がある方、特に介護納付金分については資産割というものはございませんので、所得割と均等割でございますので、ある程度所得のある方が限度額を超過するものと考えておりますので、それはやは

り国の方でここまでの額は負担していただいてもいいんだという額までは上げたいというふうに考えて改正したわけでございます。

なお、同じ海匠管内で銚子市及び匝瑳市ともに専決処分で9万円に改正しております。

先ほどの医療給付費分の限度額超過世帯数でございますけれども、1,059世帯でございます。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 今回、この上限が9万円というようなことで引き上げられたわけですが、この9万円にした場合に、この介護納付金が市として十分余裕のある数字であるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（林 俊介） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 1万円上げたことによってどれだけ余裕が出るかというご質問ですが、これは実際には同一のデータをもとにしてコンピュータで試算しませんと影響額は出ません。ただ、上がり幅が1万円ですので、それだけで、介護納付金分でどれだけ影響が出るかというのは、ちょっと手作業でも計算は難しいといえますか、できないのが実際でございます。

それで、今回の場合、税率が平成17年度、平成18年度同じであれば、その税額の差を単純に見て一応は参考になるのかなということもありますが、今回の場合は、平成18年度で税率そのものが大きく変わってしまっております。したがって、例えば昨年と限度額超過世帯、あるいは税額、これが幾ら変わったというような比較をしても、これは税率そのものも変わっておりますので、比較ができないという状態ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 俊介） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（林 俊介） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（林 俊介） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 俊介） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（林 俊介） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は随時報告をしてください。

税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、税務課より平成18年度の税目で、賦課事務が終了した税目について調定額をご報告いたします。

個人市民税ですが22億5,811万6,300円で、前年度同期と比較し、1億8,268万7,000円、8.8%の増となっております。この主な理由は、定率減税の縮小によるものでございます。

それから、固定資産税は28億3,914万200円で、前年度と比較し1億6,649万5,900円、5.5%の減となりました。この主な理由といたしましては、家屋について評価替えに伴う経年減点補正によるものでございます。これが大きく影響しております。

次に、軽自動車税は1億3,397万6,000円で、前年度と比較して504万300円、3.9%の増でございます。この理由は、軽四乗用タイプの登録が増えたことによるものでございます。

都市計画税は2億4,709万3,600円で、前年度と比較して1,549万6,800円、5.9%の減となっております。理由につきましては、固定資産税と同じく家屋の減によるものでございます。

市税全体の6月1日現在の調定額合計は56億5,822万3,064円で、前年度の同時期と比較して3,589万4,446円、0.6%の増となっております。

続きまして、国民健康保険税についてご報告いたします。

国民健康保険税は29億4,247万3,800円で、前年度と比較して1,639万3,700円、0.6%の減となっております。

内訳としましては、医療給付費分が26億5,501万6,300円で、前年度と比較し6,587万5,400円、2.4%の減、介護納付金分が2億8,745万7,500円で、前年度と比較し4,948万1,700円、20.8%の増でございます。

以上でございます。

○委員長（林 俊介） どうもありがとうございました。

所管事項の報告ではございますが、何かお聞きしたい点がありましたらお願いいたします。

日下委員。

○委員（日下昭治） 今の件について、資料をもらえませんか。

（「わかりました」の声あり）

○委員長（林 俊介） ほかに。

島田委員。

○委員（島田和雄） 皆さんご存じだと思いますけれども、2日前にこの20日の早朝と申しますか、午前1時前でしたけれども、私の住んでおります見広地先で火災がございました。周囲に人家のない牛舎であったわけであります。また、1か月ほど前も同様の場所で農家の納屋で火災がありまして、両方とも火の気のないということで、放火だろうというふうに思っております。1か月の間に2回そういうことがあったということで、当地区の住民の皆さんは本当に不安な思いをしているわけであります。地元の消防団のこの海上方面隊の第1分団第1部も、その火災のあった夜から夜警ということでやっていたいっているわけでありますけれども、こういった中で先日のこの一般質問でも、中央病院においての放火事件があったと、そのほかにも放火の疑いがあるといったような火災があるということを伺っております。

そこで、3点ほどこのことについてお伺いをいたします。

今年に入って放火と思われる火災が何件あったのかと、それとその特徴と申しますか、そういうことをお伺いします。

第2点としまして対策でありますけれども、地元では消防団が警戒をさせていただいておりますけれども、ほかには何か対策として考えられることがないかお伺いします。

3点目としまして、これらの火災がすべて同一犯かどうか分かりませんが、この犯人逮捕につながるような情報といったようなものがないのかどうか、その辺とりあえず3点お伺いします。

それと、次の質問なんですけれども、消防団が今年度から新たな形での団員が入団されたようなんですけれども、その辺の説明もお願いします。

○委員長（林 俊介） 島田委員、これは委員会の質疑じゃありませんので、ひとつ報告でありましたら簡潔に、一たん切りましょう。そういうことで、これは事前に報告がありませんので、一応これで切りたいと思います。それにつきましては、後日、もしもあれでしたら消防関係ですから報告願いたいと思いますので、ひとつこれで終わりにしたいと思います。

（発言の声あり）

○委員長（林 俊介） それについては、この委員会後にひとつお願いしたいと思います。

ほかに報告事項はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(林 俊介) 以上で所管事項の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆様は、退席してください。大変ご苦労さまでございました。

なお、委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時 8分

○委員長(林 俊介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議案の提出に伴う提出者並びに賛成者についての協議

○委員長(林 俊介) 次に、去る6月12日に開催されました全員協議会において、お手元に配付してございます合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議において、発議案の提出に伴う提出者並びに賛成者について、総務常任委員会で協議をお願いしたい旨の依頼がありましたので、本委員会で協議するものであります。

それでは、発議案についての提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いします。

平野委員。

○委員(平野 浩) 今までの決議案の例にならって決めたらいいと思うんですけども。

○委員長(林 俊介) それでは、今、平野委員から今までにならってということで、具体的にはありませんでしたが、今までにならってということでございますので、前例に従いまして、提出者は委員長、賛成者は総務委員の皆さんとすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(林 俊介) ご異議がございませんので、提出者については委員長、林俊介、賛成者は総務委員全員の皆さんをお願いしたい、そのように準備を進めてまいりたいと思います。

以上で、合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議案の提出者並びに賛成者についての協議を終わります。

○委員長（林 俊介） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時10分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 林 俊 介